

## ○生前贈与がなされた場合

### トラブル事例

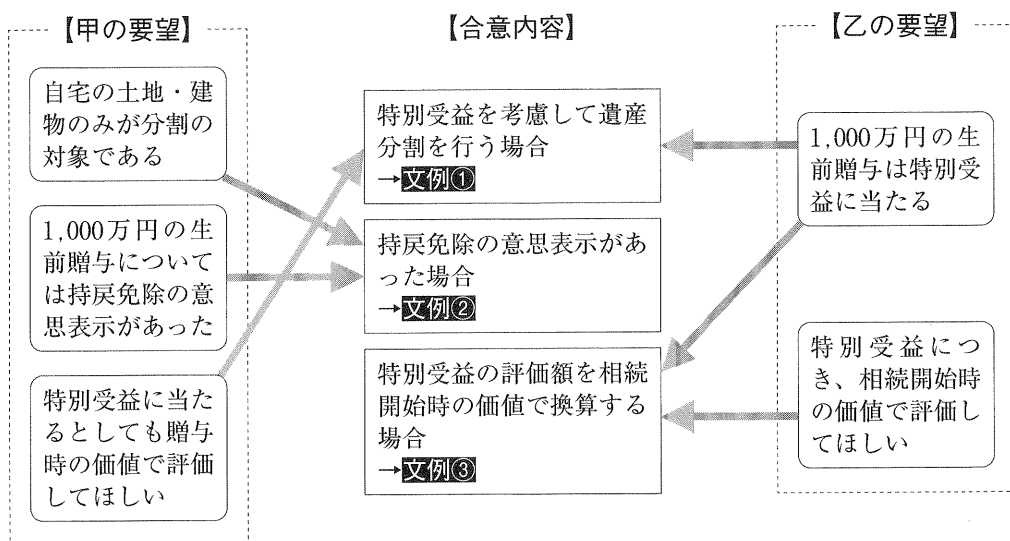
被相続人Aは、長男甲及び二男乙を残して死亡した。遺産は、自宅の土地・建物（評価額2,000万円）のみである。なお、数年前、甲が結婚した際に、甲はAから自宅購入資金として1,000万円の生前贈与を受けていた。

### 合意内容の選択

共同相続人中に、被相続人から①遺贈を受け、②婚姻若しくは養子縁組のため生前贈与を受け、あるいは③生計の資本として生前贈与を受けた者がある場合（特別受益者）、特別受益分は既に遺産の前渡しを受けたと考え、各人の具体的相続分を定めることで共同相続人間の公平を図ることとされています（民903①）。

一方、民法は、被相続人が特別受益者の持戻しを免除する意思を有していた時は、その意思による遺産分割を認めていますので（民903③）、遺産分割においては特別受益について被相続人がいかなる意思を有していたかを判断することが重要です。

なお、特別受益分を持ち戻すに当たり、その額の評価の時点をいつにするかも遺産分割協議においては検討の必要があります。



文例① 特別受益を考慮して遺産分割を行う場合

文書

Aから甲への1,000万円の生前贈与を特別受益と認め、甲は既に遺産の前渡しを受けたという考え方で、甲乙の具体的相続分を定めた場合の文例です。ただし、甲が受けた特別受益の額の評価額を贈与を受けた時点の金額(1,000万円)とすることで円満な解決ができたという文例です。

遺産分割協議書

被相続人A(平成〇〇年〇〇月〇〇日死亡、本籍地〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地、最後の住所地東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号)の遺産につき、共同相続人山田甲男(以下、「甲」という。)及び山田乙男(以下、「乙」という。)は、遺産分割協議の結果、被相続人の遺産を次のとおり分割することに決定した。1

第1条(特別受益の確認) 2

甲と乙は、Aが生前、甲が結婚した際に自宅購入資金として甲に生前贈与した1,000万円を特別受益と認め、1,000万円を持戻しの上、遺産分割を行ったことを確認する。

第2条(土地・建物の相続) 3

下記土地・建物は乙が取得する。

記

(土地の表示)

所 在	東京都〇〇区〇〇町〇丁目
地 番	〇番
地 目	宅地
地 積	〇〇・〇〇㎡

(建物の表示)

所 在	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番地
家屋番号	〇番〇
種 類	居宅
構 造	木造瓦葺2階建

床面積 1階 〇〇・〇〇㎡

2階 〇〇・〇〇㎡

第3条（代償金）**4**

乙は甲に対し、遺産取得の代償として500万円を支払うこととし、平成〇〇年〇〇月末日限り、甲の指定する銀行口座に振込送金の方法により支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

第4条（清算条項）**5**

甲及び乙は、甲と乙との間には、本件に関し、本遺産分割協議書に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本遺産分割協議の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名・押印の上、各1通保有する。**6**

平成〇〇年〇〇月〇〇日**7**

(甲) 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
〇〇マンション101号  
山田 甲 男 印

(乙) 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
山田 乙 男 印

<作成上のポイント>

- 1** 前文で被相続人が誰であるか、共同相続人が誰と誰であるかを記載するとともに、本文で氏名の重複を避けるために、このように甲乙と表記します。なお、被相続人を特定するために、死亡年月日、本籍地、最後の住所を記載しておくのが一般的です。
- 2** 甲がAから婚姻の際に生前贈与を受けた1,000万円は、特別受益に当たるので持ち戻した上で、具体的相続分を定めたことを明確にした条項です（民903①）。甲が特別受益として取得した価額を、贈与時の価額である1,000万円とした結果、遺産全体の評価額は3,000万円となり、甲乙の相続分は各1,500万円ずつとなりますが、甲は既に1,000万円を取得していますので、甲の具体的相続分は500万円となります（民903①）。
- 3** 乙が土地・建物を取得しますので、このような条項を記載し、土地と建物を正確に表示します。

- 4 乙が土地・建物（評価額2,000万円）を取得し、甲は遺産を取得しないため、乙が甲に対し、甲の具体的相続分不足額500万円を代償金として支払うことを約した条項です。
- 5 紛争が解決した際に作成する文書には、このような清算条項を設けて、協議成立時点で当事者間に他の債権債務がないことを明確にしておくことが重要です。当該紛争に限った清算条項であれば「本件に関し」と記載します。当該紛争に限らず当事者間に他の法律関係や債権債務も一切ないことを確認する包括的清算条項であれば「本件に関し」は記載しません。
- 6 遺産分割協議が成立したのでその証拠として文書を作成すること及びその通数・保管方法を記載します。文書の内容の改ざんを防ぐため、各当事者が保管するのが一般的です。
- 7 いつ作成された文書であるかを明確にするため、年月日は必ず記載します。これに続けて、当事者の住所と氏名を記載します。遺産分割協議書を用いて金融機関等の各種相続手続きを行う場合がありますので、個人の氏名は手書きで署名し、実印を押印するのが望ましいです。

**文例② 持戻免除の意思表示があった場合**

**条項**

Aの甲に対する1,000万円の生前贈与について、Aが特別受益の持戻免除の意思表示をしたことが明確になった場合、乙もそれを前提に遺産分割を行うことを了承し、甲の要望に沿った内容の解決ができたという文例です。

**第1条（特別受益の持戻免除の確認） 1**

甲と乙は、Aが生前、甲が結婚した際に自宅購入資金として甲に生前贈与した1,000万円について、Aが特別受益の持戻免除の意思表示をしたことを確認する。

**第2条（土地・建物の相続） 2**

下記土地・建物は甲乙が各持分2分の1の割合で共有取得する。

記

（土地の表示）

所 在 東京都〇〇区〇〇町〇丁目  
 地 番 〇番  
 地 目 宅地  
 地 積 〇〇・〇〇㎡

（建物の表示）

所 在 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番地  
 家屋番号 〇番〇  
 種 類 居宅  
 構 造 木造瓦葺2階建  
 床面積 1階 〇〇・〇〇㎡

**第3条（清算条項） 3**

（省略）

<作成上のポイント>

- 1 甲がAから婚姻の際に生前贈与を受けた1,000万円は、特別受益に当たるので持ち戻した上で、具体的相続分を定めるのが原則ですが（民903①）、Aが甲に対する特別受益について、持戻免除の意思表示をしたことが明確となり、甲乙間でそのことを確認した上で、遺産分割を行ったということを明記した条項です（民903③）。
- 2 遺産は自宅の土地・建物だけですので、甲乙が各2分の1ずつ取得することとした場合、このような条項を記載し、土地と建物を正確に表示します。
- 3 〔文例①〕の場合と同様に、最後の項目として清算条項を記載します。

文例③

特別受益の評価額を相続開始時の価値で換算する場合

条項

Aから甲への1,000万円の生前贈与を特別受益と認め、甲は既に遺産の前渡しを受けたという考え方で、甲乙の具体的相続分を定めた場合の文例です。さらに、甲が受けた特別受益の額の評価額を相続開始時の貨幣価値に換算した価額として、具体的相続分を算定したという文例です。

第1条（特別受益の確認） 1

甲と乙は、Aが生前、甲が結婚した際に自宅購入資金として甲に生前贈与した1,000万円を特別受益と認め、相続開始時の貨幣価値に換算して1,200万円を持戻しの上、遺産分割を行ったことを確認する。

第2条（土地・建物の相続） 2

下記土地・建物は乙が取得する。

記

（土地の表示）

所 在	東京都〇〇区〇〇町〇丁目
地 番	〇番
地 目	宅地
地 積	〇〇・〇〇㎡

（建物の表示）

所 在	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番地
家屋番号	〇番〇
種 類	居宅
構 造	木造瓦葺2階建

第3条（代償金） 3

乙は甲に対し、遺産取得の代償として400万円を支払うこととし、平成〇〇年〇〇月末日限り、甲の指定する銀行口座に振込送金の方法により支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

第4条（清算条項） 4

（省略）

<作成上のポイント>

- 1 甲がAから婚姻の際に生前贈与を受けた1,000万円は、特別受益に当たるので持ち戻した上で、具体的相続分を定めたことを明確にした条項です(民903①)。また、甲が特別受益として取得した価額を、相続開始時の貨幣価値に換算した価額である1,200万円とした結果、遺産全体の評価額は3,200万円となり、甲乙の相続分は各1,600万円ずつとなりますが、甲は既に1,200万円を取得していますので、甲の具体的相続分は400万円となります(民903①)。なお、特別受益の額の評価基準時をいつとするかについては争いがありますが、判例は相続開始時としています(最判昭51・3・18判時811・50)。
- 2 乙が土地・建物を取得しますので、このような条項を記載し、土地と建物を正確に表示します。
- 3 乙が土地・建物(評価額2,000万円)を取得し、甲は遺産を取得しないため、乙が甲に対し、甲の具体的相続分不足額400万円を代償金として支払うことを約した条項です。
- 4 〔文例①〕〔文例②〕の場合と同様に、最後の項目として清算条項を記載します。

参考判例

- 相続人が被相続人から贈与された財産が金銭であるときに、いわゆる特別受益として遺留分算定の基礎となる財産に加える場合には、その贈与の時の金額を相続開始時の貨幣価値に換算した価額をもって評価すべきであるとした事例(最判昭51・3・18判時811・50)

## ○過失運転致傷（交通事故）

### トラブル事例

平成〇〇年〇〇月〇〇日午前8時頃、〇〇県〇〇市〇〇町1丁目交差点において、信号待ちしていた甲所有車両に、乙運転車両が追突した。

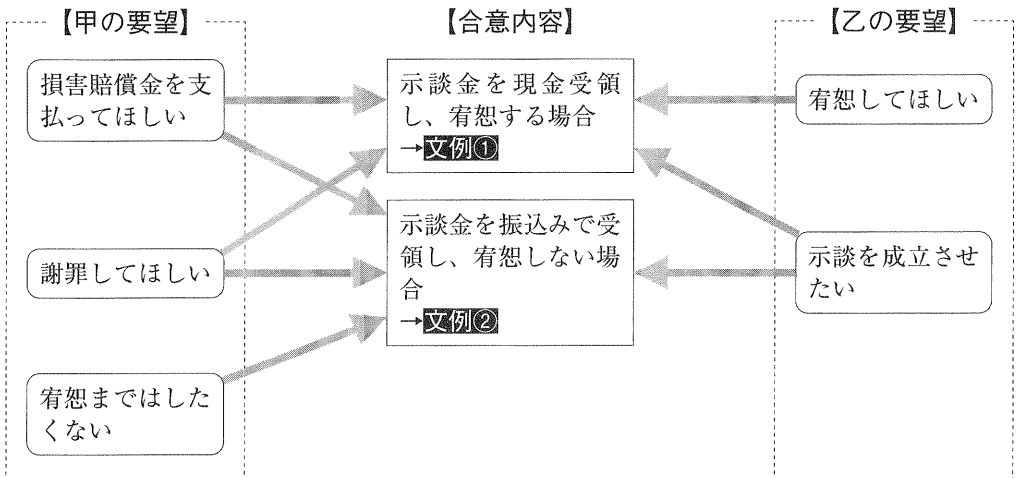
その結果、甲所有車両が損傷して修理が必要となり、甲自身も軽い頸椎捻挫の傷害を負ったが、3週間でほぼ完治した。なお、乙は逮捕されておらず、任意保険（対人・対物）に加入している。

### 合意内容の選択

乙の行為は、過失運転致傷罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律5）に問われる可能性があります。

甲にとっては、物損・人損を納得できる程度に賠償してもらうことが主な目的です。

他方、乙にとっては、合理的な損害賠償額を抑えることは当然として、刑事事件にならないようにすること（そのために示談書を警察・検察に提出すること）が大きな目的となります。





文例① 示談金を現金受領し、宥恕する場合

文書

速やかに示談金を支払うことで、乙を宥恕するという文言を入れ、刑事事件になることを防ごうとする示談書です。

示談書

甲野太郎（以下、「甲」という。）と乙野次郎（以下、「乙」という。）は、次のとおり示談する。❶

第1条（本件事故に対する謝罪）❷

乙は、平成〇〇年〇〇月〇〇日午前8時頃、〇〇県〇〇市〇〇町1丁目交差点において、信号待ちしていた甲所有車両に乙運転車両を追突させ、甲所有車両を損壊し、甲に頸椎捻挫の傷害を負わせた交通事故（以下、「本件事故」という。）について、甲に対して真摯に謝罪する。

第2条（損害賠償）❸

乙は、甲に対し、本件事故により甲に生じた損害の賠償金として、下記①から④までの合計額から下記⑤の既払金を差し引いた金〇〇円の支払義務のあることを認める。

記

- ①治療費金〇〇円、②通院交通費金〇〇円、③休業損害金〇〇円、  
④修理費用金〇〇円、⑤既払金〇〇円

第3条（支払方法）❹

乙は、甲に対し、前条記載の金員を、本示談の席上において支払い、甲はこれを受領した。

第4条（甲による宥恕）❺

甲は、乙を宥恕するものとし、本件事故につき乙に対する刑事処分を求めない。

第5条（清算条項）❻

甲及び乙は、甲と乙との間には、本件に関し、本示談書に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

生活示談書一

一〇六四

本示談成立の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名・押印の上、各1通保有する。**7**

平成〇〇年〇〇月〇〇日**8**

(甲) 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
甲 野 太 郎 印

(乙) 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
乙 野 次 郎 印

<作成上のポイント>

- 1** 前文で誰と誰の示談であるかを記載するとともに、本文で氏名の重複を避けるため、このように甲乙と表記します。なお、事案が複雑な場合などには、前文で文書の内容の概略を簡潔に記載することもあります。
- 2** 乙が甲の所有自動車を損壊し、甲に傷害を負わせたことについて謝罪することを認めた場合、このような条項を設けます。
- 3** 損害賠償の支払を約束する場合は、その名目、内訳、金額等を明記します。ただし、あえて事細かに書かないで、例えば「解決金」として、合計でいくら支払うかだけを定める場合もあります。
- 4** 損害賠償の支払期限及び支払方法を明記します。〔文例①〕では、示談の席で支払うことにしています。
- 5** 「宥恕（ゆうじょ）」というのは、寛大な心で許すという意味です。示談が調う場合は、被害者はこのように宥恕の意思を示し、加害者に対する刑事処罰を求めないことを明記することが多いです。被害感情が和らいでいることが読み取れる言葉であれば、「許す」「厳罰を望まない」「寛大な処分を望む」等の文言でもかまいません。
- 6** 紛争が解決した際に作成する文書には、このような清算条項を設けて、示談成立時点で当事者間に他の債権債務がないことを明確にしておくことが重要です。当該紛争に限った清算条項であれば「本件に関し」と記載します。当該紛争に限らず当事者間に他の法律関係や債権債務も一切ないことを確認する包括的清算条項であれば「本件に関し」は記載しません。
- 7** 示談が成立したのでその証拠として文書を作成すること及びその通数・保管方法を記載します。文書の内容の改ざんを防ぐため、双方で保管するのが一般的です。
- 8** いつ作成された文書であるか明確にするため、年月日は必ず記載するべきです。これに続けて、当事者の氏名と住所を記載します。特に個人の氏名は手書きで署名しましょう。印鑑は三文判でも構いませんが、文書の証明力を高めるため実印を使用することもあります。

**文例② 示談金を振込みで受領し、宥恕しない場合**

**条項**

被害者が、宥恕文言を入れることを強く拒む場合もあります。その場合でも、被害弁償がなされていることは刑事事件の情状に大きな影響を与えます。現実には、宥恕文言がネックになって交渉を難航させるより、スムーズに示談を成立させて捜査機関に報告するために、本文例のような形になることもよくあります。

**第1条（本件事故に対する謝罪） ①**

（省略）

**第2条（損害賠償） ①**

（省略）

**第3条（支払方法） ②**

乙は、甲に対し、前条記載の金員を、平成〇〇年〇〇月〇〇日限り、甲の指定する下記銀行口座に送金して支払う。なお送金手数料は乙の負担とする。

記

〇〇銀行 〇〇支店 普通預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義甲野太郎

**第4条（清算条項） ①**

（省略）

<作成上のポイント>

- ① [文例①] の場合と同様に、適宜、謝罪条項、損害賠償条項及び清算条項を設けます。
- ② 任意保険が付保されている場合、支払自体は確実ですが、保険会社が示談書を受領してからどのくらいで相手方に送金するかを確認した上で支払期日を決める必要があります。そして、示談書とともに、保険会社が送金した事実を示す書面（通知）を捜査機関に提出します。

## ○ネットオークションでの詐欺

### トラブル事例

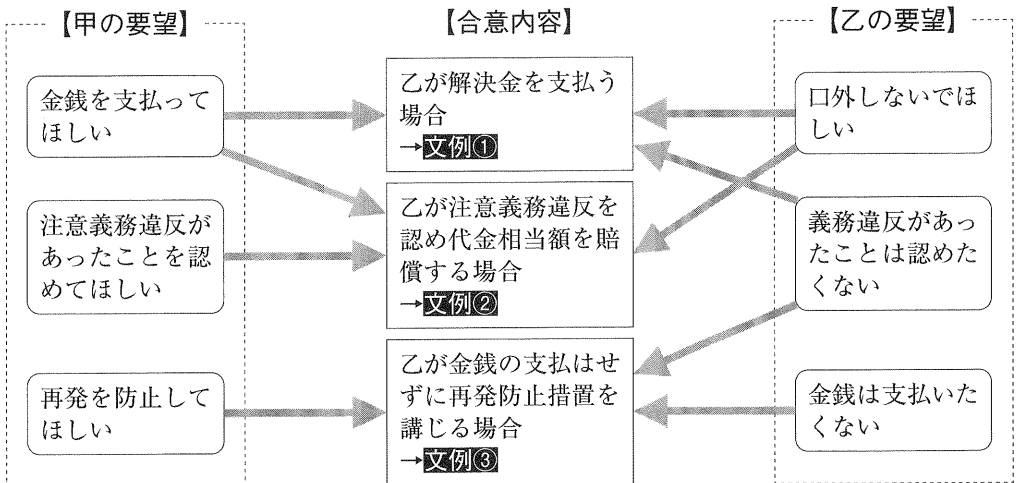
甲は、乙の運営するネットオークションサイトで、Aが出品していたパソコンを落札し代金を振り込んだが、一向に品物が届かず、Aの連絡先に連絡しようにも連絡がつかなくなった。調べたところ、Aはあちこちのオークションサイトで詐欺行為を繰り返している人物であり、乙のサイトにおいても3か月前から同様の苦情が多数寄せられていたことが判明した。甲はサイト運営者の乙に対して責任を追及することとした。

### 合意内容の選択

甲は詐欺によって振り込んでしまった代金の賠償を求めていますので、乙にどの程度の額の支払義務を負わせるかが合意の中心的内容となります。

乙に注意義務違反が認められる事情があるかどうかによって、合意される支払額は左右されることになります。

他方、乙としては、詐欺や示談の事実が流布されることによる営業への影響を避けるため、示談に当たり守秘義務を設けることを要望することがあり、これを合意内容とすることも考えられます。



文例① 乙が解決金を支払う場合

文書

乙に注意義務違反までは認められないものの、見舞金程度の支払や利用料相当額の返金に応じる場合には、これを解決金として支払うことにより紛争を解決する合意をすることができます。乙の注意義務違反の有無について双方の主張に食い違いがある場合には、あえてその有無に踏み込まずに解決に至ることが可能です。

合意書

甲野太郎（以下、「甲」という。）と株式会社乙野（以下、「乙」という。）は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、甲が乙の提供するインターネットオークションサイトを利用してパソコン（機種：〇〇〇〇、出品者：A）を落札し、その代金を支払ったにもかかわらず当該パソコンの提供を受けられないという詐欺被害にあった件（以下、「本件事件」という。）に関し、次のとおり合意する。❶

第1条（解決金の支払）❷

乙は、甲に対し、本件事件に関する解決金として、金〇〇円の支払義務があることを認める。

第2条（支払方法）❸

乙は、甲に対し、前条記載の金員を、平成〇〇年〇〇月〇〇日限り、甲の指定する銀行口座に送金して支払う。

第3条（守秘義務）❹

甲及び乙は、本件事件及び本合意書の存在及び内容を、正当な理由なく第三者に口外しないことを約する。

第4条（清算条項）❺

甲及び乙は、甲と乙との間には、本件に関し、本合意書に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本合意成立の証として本書2通を作成し、甲乙が各1通を保有する。❻

平成〇〇年〇〇月〇〇日**7**

(甲) 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
〇〇マンション101号  
甲 野 太 郎 ㊟

(乙) 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号  
〇〇ビル〇階  
株式会社乙野  
代表取締役 乙 野 次 郎 ㊟

<作成上のポイント>

- 1** 前文で誰と誰の合意であることを記載するとともに、本文で氏名等の重複を避けるため、このように甲乙と表記します。なお、事案が複雑な場合などには、前文で文書の内容の概略を簡潔に記載することもあります。
- 2** 解決金の支払を約する旨、その金額などを明記します。なお、「見舞金」や「利用料の返金」として支払う旨を明記することもあります。乙の賠償責任の有無について双方の主張が食い違っている場合には、責任の有無を前提とする語句を避け、「解決金」や「和解金」として支払う旨記載します。
- 3** 支払の期限及び支払方法を明記します。送金手数料については弁済費用であるため、原則債務者負担です(民485)。支払期限が守られなかった場合は、格別の合意がなくても、当事者双方が個人であれば原則として年5分(民419①・404)、本件のように一方当事者が株式会社の場合は年6分(会社5、商514)の遅延損害金を請求することができます。
- 4** 甲が詐欺事件についてや乙と示談したことを第三者に口外すると、これが流布されて乙社の営業上不利益が生じる可能性があります。そのため、解決金の支払と引き換えに守秘義務を定めることを合意することが考えられます。逆に、甲の側からも、交渉の条件として、守秘義務を負うことと引き換えに、解決金の支払や増額を求めることが可能です。  
相互に、正当な理由なく事件と示談の存在及び内容を口外しない旨を記載します。他に、相手方の許可なく口外することを禁ずる旨を合意することも考えられます。また、守秘義務に違反した場合の解決金返還や損害賠償の予定を定めることも可能です。これにより、当事者が守秘義務違反を思いとどまる効果が期待できます。

- 5** 紛争が解決した際に作成する文書には、このような清算条項を設けて、合意成立時点で

当事者間に他の債権債務がないことを明確にしておくことが重要です。当該紛争に限った清算条項であれば「本件に関し」と記載します。当該紛争に限らず当事者間に他の法律関係や債権債務も一切ないことを確認する包括的清算条項であれば「本件に関し」は記載しません。

- 6 合意が成立したのでその証拠として文書を作成すること及びその通数・保管方法を記載します。文書の内容の改ざんを防ぐため、双方で保管するのが一般的です。
- 7 いつ作成された文書であるかを明確にするため、年月日は必ず記載すべきです。これに続けて、当事者の氏名等と住所を記載します。特に個人の氏名は手書きで署名しましょう。印鑑は三文判でも構いませんが、文書の証明力を高めるため実印を使用することもあります。

### 参考判例

- 被告の提供するインターネットオークションサービスを利用して詐欺被害にあった原告らが、被告に対し、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償を求めた事案において、被告には利用者に対し詐欺等の被害防止に向けた注意喚起を時宜に即して行う信義則上の義務があるが、その違反を認めることができないとした事例（名古屋地判平20・3・28判時2029・89）

**文例②** **乙が注意義務違反を認め代金相当額を賠償する場合** **条項**

乙が多数の苦情により詐欺被害を認識していながら、オークション利用者に対して適切な注意喚起を行っていなかった場合、乙に注意義務違反が認められる可能性があります。この場合、乙の注意義務違反を前提に、乙が甲の損害を賠償する内容で合意されることが考えられます。

**第1条（注意義務違反） ①**

乙は、甲に対し、本件事件において、乙の注意義務違反により甲に金〇〇円の損害が生じたことを認め、この損害の賠償として、同金額の支払義務を負うことを認める。

**第2条（支払方法） ②**

（省略）

**第3条（守秘義務） ②**

（省略）

**第4条（清算条項） ②**

（省略）

<作成上のポイント>

**①** 乙の注意義務違反により甲に損害が発生したと、損害賠償の支払義務を認める旨、その賠償額などを明記します。乙の注意義務違反の内容を具体的に記載することもあります。また、甲に対して謝罪する旨の条項を設けることもできます。

乙が注意義務違反や損害賠償として支払う旨を明記することに同意しない場合は、〔文例①〕のように、「解決金」として代金相当額を支払う旨の記載とすることも検討します。

**②** 〔文例①〕の場合と同様に、適宜、支払方法の条項、守秘義務条項及び清算条項を設けます。



**文例③** **乙が金銭の支払はせずに再発防止措置を講じる場合** **条項**

乙が注意義務違反を認めず、金銭の支払も難しいものの、同様の被害を防止するための措置を講じる旨約束するような場合には、次のような合意が考えられます。

**第1条（再発防止）** **1**

乙は、本件事件に関し、甲に対し遺憾の意を表明するとともに、同様の被害が生じないように再発防止に努めるものとする。

**第2条（清算条項）** **2**

（省略）

<作成上のポイント>

- 1** 乙が再発防止措置を講じる旨の条項です。前記条項では単なる努力義務として定めていますが、より具体的な再発防止措置を定めることも考えられます。
- 2** 〔文例①〕〔文例②〕の場合と同様に、適宜、清算条項を設けます。